

近畿圏広域地方計画の位置付けについて(案)

- ①近畿圏広域地方計画は、関係する国の機関、府県・市町村、経済団体等が、市民と一緒に、関西における国土の形成に関する共通の方針・目標のほか、それを達成するために広域の見地から協働して取り組む必要が認められる具体的な施策を定めるものである。
- ②計画期間は、全国計画を基本とし、21世紀前半期を展望しつつ今後概ね10ヶ年間とする。ただし、それを超えた期間の展望やより長期間を要する施策、プロジェクト等の方向性を示す場合もある。
- ③この計画の策定にあたっては、個々の施策・プロジェクト等の広域性、戦略性、総合性及び実効性に留意するとともに、限られた資源の有効活用の観点から重点的・選択的な資源投入に留意するものとする。
- ④この計画の遂行にあたっては、関係する国の機関、府県・市町村、経済団体等は、合意と適切な役割分担の下、協働して個々の施策・プロジェクト等を実施するものとする。
- ⑤国の機関、府県・市町村、経済団体等は、関西に関係する全ての団体・個人がこの計画を尊重し、計画の実現に向けて協働して取り組むよう働きかける。